

ー都税についてのお知らせー

8月 は 個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、令和5年8月1日（火）に発送します。

＜納期限＞令和5年8月31日（木）

＜ご利用になれる納付方法＞

①口座振替※¹

②スマートフォン決済アプリでの納付※²※³※⁴

＜利用可能なアプリ＞

○バーコード読み取り方式の場合 au PAY、d 払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ

○QRコード読み取り方式の場合 地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」をご確認ください。

③パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付※²

パソコンやスマートフォン等から地方税お支払サイトへアクセスし、お手続きください。

＜注意＞

- ・税額に応じたシステム利用料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
- ・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額1,000万円未満の納付書に限り納付できます。
- ・口座振替をご利用の方、クレジットカードでの納付はできません。

④金融機関※⁵・郵便局の （ペイジー）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM※²※⁶

⑤コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらhaus スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア
ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

⑥金融機関※⁵・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※¹ 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。

※² 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※³ 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。

スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

※⁴ スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

※⁵ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※⁶ ○ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限りです。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用いただけない場合があります。

個人事業税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することでお手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

8月10日（木）までの申込みで第1期分からの口座振替が可能です。

都税 Web口座振替

検索

Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください。

＜口座振替の問合せ先＞ 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）



省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しております。減免を受けるためには、個人事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください。

減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しております。

主税局 環境減税

検索



【お問合せ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、**納付書のバーコードを読み取る**ことにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

**1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。**

利用できるアプリ



注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることも納付できます。

詳細は主税局 HP をご覧ください。

（QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*について、固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後**全額減免**（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）

* 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html>



不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に 対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

<建替え前の家屋>

- ☐ 不燃化特区内に所在すること
- ☐ 建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ☐ 不燃化特区の指定期間中に取り壊され、滅失登記が完了していること（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。）

<新築した住宅>

- ☐ 不燃化特区内に所在すること
- ☐ 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- ☐ 検査済証の交付を受けていること
- ☐ 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- ☐ 居住部分の割合が2分の1以上であること

<所有者>

- ☐ 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免を受けるための手続>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

<不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

東京ゼロエミ住宅（※）の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

（※）東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

● 減免の要件

1 住宅に係る要件

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

- 次の①、②のいずれかに該当すること

- ① 発電出力 50kW未満の太陽光発電システム（※1）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限りします。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の5割

- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続き

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続きの詳細については
主税局HPをご覧ください▶



主税局 ゼロエミ

検索

● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



一都税についてのお知らせ

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和5年7月21日(金)13時～令和5年7月31日(月)23時	
入札期間	令和5年8月7日(月)13時～ 令和5年8月9日(水)23時	令和5年8月7日(月)13時～ 令和5年8月14日(月)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

eLTAX 電子納税が大変便利です

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○クレジットカード納付が可能!!

法人事業税・法人住民税等の都税は、ペイジー納付やダイレクト納付の他に、クレジットカード納付が可能です。



e L T A X 電 子 納 税 で の
納付方法が増えました!!

○ダイレクト納付が可能!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による
納税手続きができます!!

詳しくはホームページをご覧ください。

e L T A X ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



e L T A X ホームページ



eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャー

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

（一部の手續を除く。）

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納 税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
（インターネットバンキング・
モバイルバンキング・A T M）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
 - ・ スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

都税の納税証明・評価証明の申請には 電子申請をご活用ください！



■ 電子申請が可能な証明等

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 23 区内の土地・家屋名寄帳
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明

	東京共同電子申請・届出サービス	スマート申請
申請できる方	・ 納税義務者本人 ・ 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ・ 上記の代理人	【個人の方】納税義務者本人 【法人の方】法人の代表者 ※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。
申請に必要なもの	・ パソコン ※Windows 以外の OS ではご利用になれません。 ・ 各種電子証明書 ※IC カードタイプはIC カードリーダーが必要です。 ※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。	・ スマートフォンと専用アプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。 ※パソコン又はタブレット端末から申請する方もアプリの取得が必要です。 ・ マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号（マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号）が必要です。 ※法人の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料・郵送料の納付方法	・ ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応 ATM から納付してください。	・ クレジットカード ※対応ブランドは VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub です。

申請可能な証明等の種類や詳細な手続 Q&A については、
東京都主税局ホームページをご確認ください。



共同申請



スマート申請



災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
（不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。
被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）
②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁